

令和 7 年度

業 務 概 要

(令和 6 年度実績)

青森県障がい者相談センター

所在地 青森県弘前市大字下白銀町 1 4 - 2
(青森県弘前健康福祉庁舎 1 階)
電 話 0 1 7 2 - 3 2 - 8 4 3 7
F a x 0 1 7 2 - 3 4 - 6 1 6 7

目 次

1 障がい者相談センターの概要	
（１）目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
（２）沿革・・・・・・・・・・・・・・・・	1
（３）名称・所在地・・・・・・・・・・	1
（４）組織・・・・・・・・・・・・・・・・	2
（５）業務内容・・・・・・・・・・・・・	3
（６）業務実施体系・・・・・・・・・・	4
2 身体障がい者福祉業務	
（１）相談・判定取扱状況・・・・・・・・	6
ア 取扱実人員	
イ 相談内容	
ウ 判定内容	
エ 判定書交付件数	
（２）自立支援医療（更生医療）給付要否判定件数	8
（３）補装具費支給要否判定件数	8
（４）身体障害者手帳取扱状況	9
ア 新規交付の状況	
イ 身体障害者手帳交付者の状況	
ウ 身体障害者手帳交付者の割合	
（５）身体障害者巡回診査及び更生相談実施状況	1 1
（６）市町村身体障害者福祉及び知的障害者福祉担当職員研修	1 2
3 知的障がい者福祉業務	
（１）相談・判定取扱状況・・・・・・・・	1 3
ア 取扱実人員	
イ 相談内容	
ウ 判定内容	
エ 判定書交付件数	
（２）愛護手帳（療育手帳）取扱状況	1 5
ア 新規交付の状況	
イ 愛護手帳交付者の状況	
ウ 愛護手帳交付者の割合	
（３）来所相談及び巡回相談実施状況	1 6

1 障がい者相談センターの概要

(1) 目的

青森県障がい者相談センターは、身体障害者福祉法第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所として、青森県行政組織規則（昭和36年2月 青森県規則第18号）により設置されている。

(2) 沿革

S29.2.10	「弘前市大字富田字豊原1の31」に身体障害者福祉法に基づく肢体不自由者更生施設として肢体に障害がある者を入所させ、身体の機能の回復をはかりながら、その更生に必要な職業技術を身につけるための職能訓練や生活指導を実施する「肢体不自由者更生指導所」を開設し、同所に同法に基づく「身体障害者更生相談所」を併設
S35.8.10	同所に精神薄弱者福祉法に基づく「精神薄弱者更生相談所」を併設
S39.11.21	「弘前市大字西城北一丁目3の7」に肢体不自由者更生指導所、身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所を新築移転
H5.4.1	身体障害者更生相談所に身体障害者福祉司を配置
H11.4.1	法改正により精神薄弱者更生相談所から「知的障害者更生相談所」へ名称変更
H13.3.31	肢体不自由者更生指導所を廃止
H14.4.1	知的障害者更生相談所に知的障害者福祉司を配置
H17.4.1	身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所を統合し「青森県障害者相談センター」と名称変更
H27.3.30	現在地に移転
R6.4.1	「青森県障がい者相談センター」と名称変更

(3) 名称、所在地

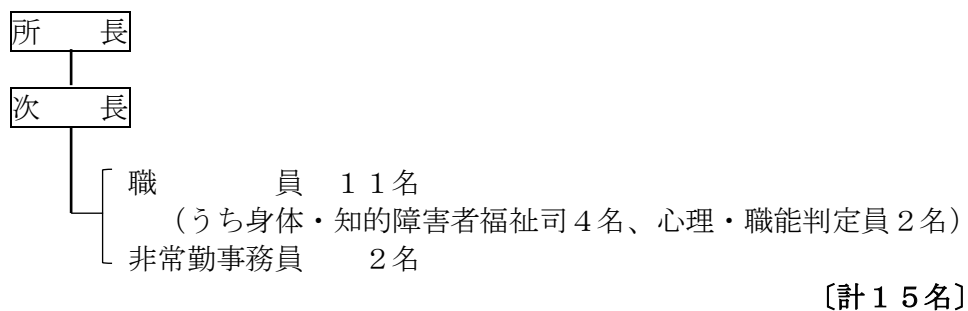
名 称 青森県障がい者相談センター

所在地 青森県弘前市大字下白銀町14-2 青森県弘前健康福祉庁舎 1階

電 話 0172-32-8437 f a x 0172-34-6167



(4) 組織（令和7年4月1日現在）



※嘱託医（非常勤）8名
 ※兼務判定員 26名（各児童相談所）

区 分	一般事務	左のうち		嘱託医	兼務判定員	合 計
		身体・知的障害者福祉司	心理・職能判定員			
所 長	1					1
次 長	1					1
主 幹	5	(3)	(1)			5
主 査	1					1
主 事	4		(1)			4
専 門 員	1	(1)				1
非常勤事務員	2					2
兼務・嘱託				8	26	34
合 計	15	(4)	(2)	8	26	49

嘱託医

業務内容	所属
整 形 外 科	弘前大学大学院医学研究科 2名
整 形 外 科	弘前大学医学部附属病院 1名
耳鼻咽喉科	弘前大学大学院医学研究科 1名
内 科	弘前大学大学院保健学研究科 1名
内 科	弘前大学大学院医学研究科 2名
精 神 科	弘前大学大学院保健学研究科 1名

(5) 業務内容

ア 身体障がい者関係

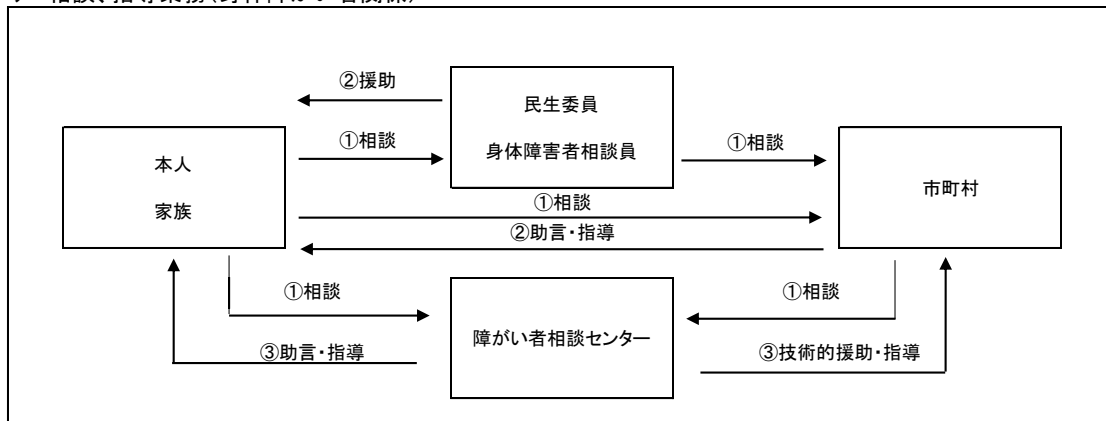
- (ア) 相談業務
身体障がい者の更生援護のための各種相談、指導助言を行っている。
- (イ) 判定業務
市町村から依頼を受けた次のことに関して、医学的、心理学的及び職能的判定を行っている。
 - a 補装具の要否、処方、適合判定
 - b 自立支援医療（更生医療）要否判定
 - c 障害者総合支援法障害支援区分に関する判定
 - d 処遇意見に関する判定
- (ウ) 身体障害者手帳交付等事務
- (エ) 巡回診査及び更生相談
身体障がい者の利便を図るため、肢体不自由について県内各地域を年1回巡回して身体障害者手帳診断書の作成、補装具要否意見書の作成等を行っている。
- (オ) 市町村等への援助指導
市町村身体障がい者福祉担当職員研修会の開催

イ 知的障がい者関係

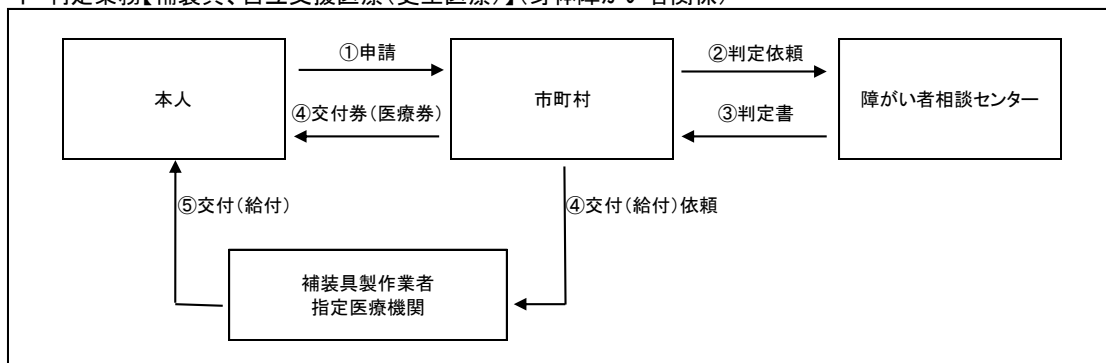
- (ア) 相談業務
知的障がい者の福祉に関し、本人又は家族からの相談に応じ、指導助言を行っている。
- (イ) 判定業務
18歳以上の知的障がい者に関して、市町村等から依頼を受けた次のことについて医学的、心理学的及び職能的判定を行っている。
 - a 愛護手帳（療育手帳）申請に関する判定
 - b 愛護手帳（療育手帳）再判定
 - c 障害者総合支援法障害支援区分に関する判定
 - d 職親委託に関する判定
 - e 処遇意見に関する判定
- (ウ) 愛護手帳（療育手帳）交付等事務
- (エ) 来所相談及び巡回相談
知的障がい者の援護の利便のため、当センターにおいて又は、県内各地を巡回して、医学的、心理学的等の判定を行うとともに、援護に必要な総合相談に応じている。
- (オ) 市町村等への援助指導
市町村知的障がい者福祉担当職員研修会の開催

(6)業務実施体系

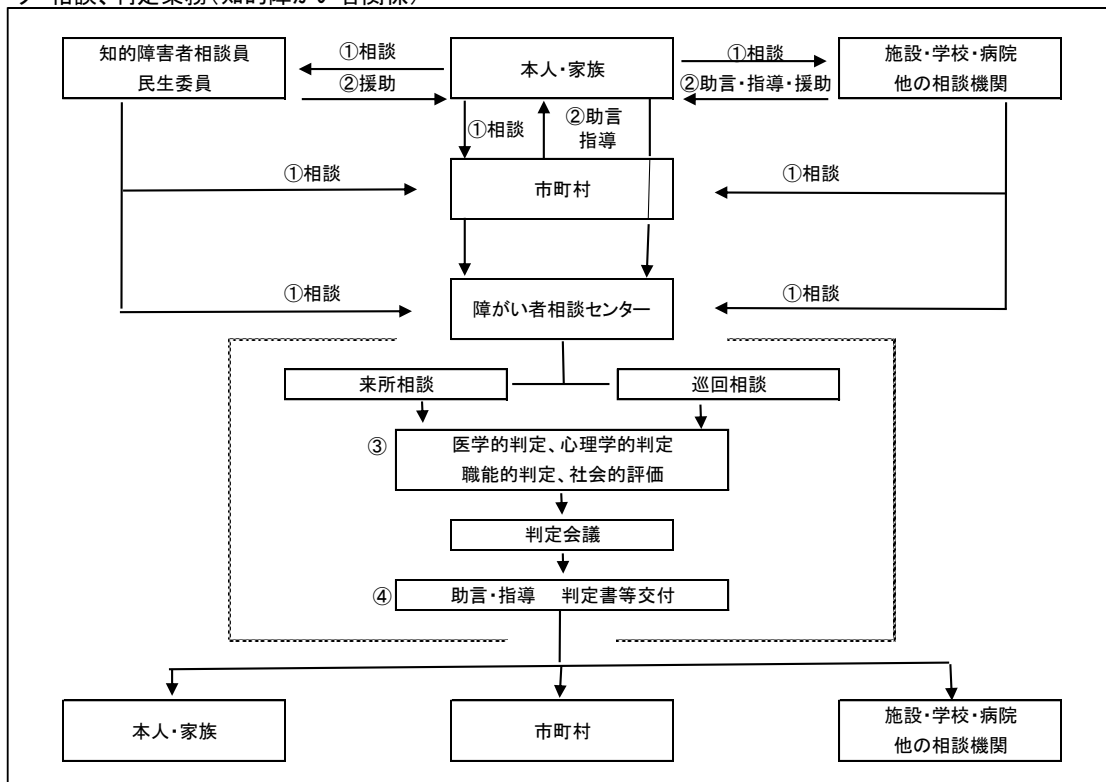
ア 相談、指導業務(身体障がい者関係)



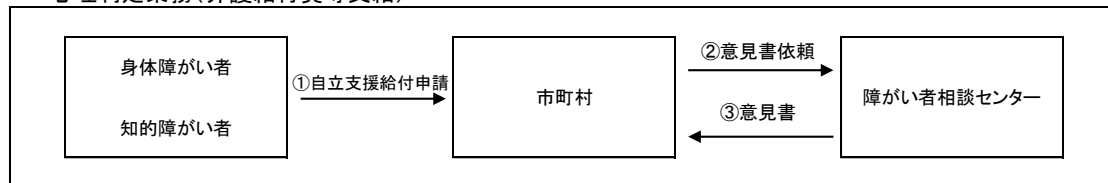
イ 判定業務【補装具、自立支援医療(更生医療)】(身体障がい者関係)



ウ 相談、判定業務(知的障がい者関係)



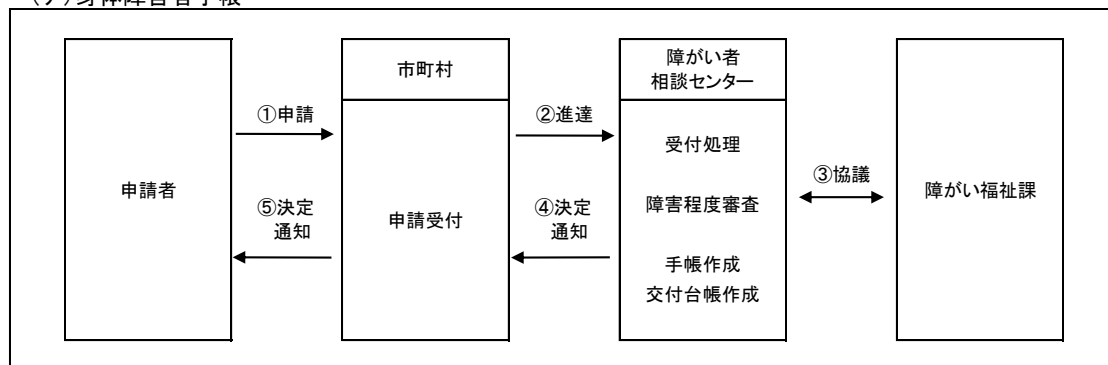
エ 心理判定業務(介護給付費等支給)



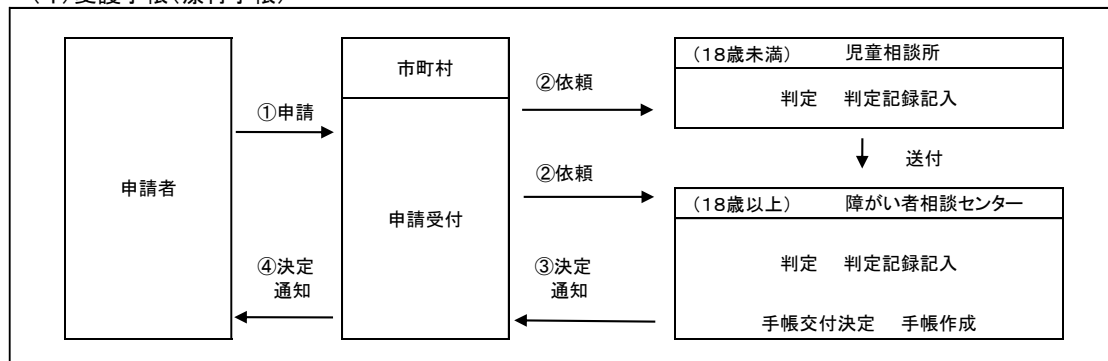
注 市町村において支給決定を行うに当たり、特に医学的、心理的及び職能的意見を必要とする場合には、障がい者相談センターへ意見依頼を行う

オ 手帳交付等事務

(ア) 身体障害者手帳



(イ) 愛護手帳(療育手帳)



2 身体障がい者福祉業務

(1) 相談、判定取扱状況（18歳未満を除く。）

ア 取扱実人員

取扱実人員は3,378人で、前年度に比べて589人減少した。

（対前年度比85.2%）。

来所相談で554人減少し、巡回相談で35人減少したものである。

イ 相談内容

相談件数は3,547件で、前年度に比べて437件減少した（同89.0%）。

更生医療、医療に関する相談が430件減少し、補装具に関する相談が7件減少したものである。

相談内容は更生医療、医療に関するものが2,224件で最も多く、相談全体の62.7%を占めている。

第1表 相談取扱状況

年度	区分	取 扱 実人員	相談内容						計
			(来所) 更生医療 (巡回) 医療	補装具	職業	施設	生活	その他	
R 2	来所	4,029	2,758	1,271					4,029
	巡回	169	92	101					193
	計	4,198	2,850	1,372	0	0	0	0	4,222
3	来所	3,932	2,753	1,179					3,932
	巡回	184	133	79					212
	計	4,116	2,886	1,258	0	0	0	0	4,144
4	来所	4,004	2,856	1,148					4,004
	巡回	151	84	81					165
	計	4,155	2,940	1,229	0	0	0	0	4,169
5	来所	3,744	2,550	1,194					3,744
	巡回	223	104	136					240
	計	3,967	2,654	1,330	0	0	0	0	3,984
6	来所	3,190	2,133	1,201					3,334
	巡回	188	91	122					213
	計	3,378	2,224	1,323	0	0	0	0	3,547

福祉行政報告例 「第17 身体障害者更生相談所における処理」 報告実績から

ウ 判定内容

総判定件数は3,547件で、前年度に比べて437件減少した（同89.0%）。

手帳交付要否診断が13件減少し、更生医療に関する判定が417件減少、補装具に関する判定が7件減少したものである。

判定内容は更生医療に関するものが2,133件で最も多く判定全体の60.1%を占めている。

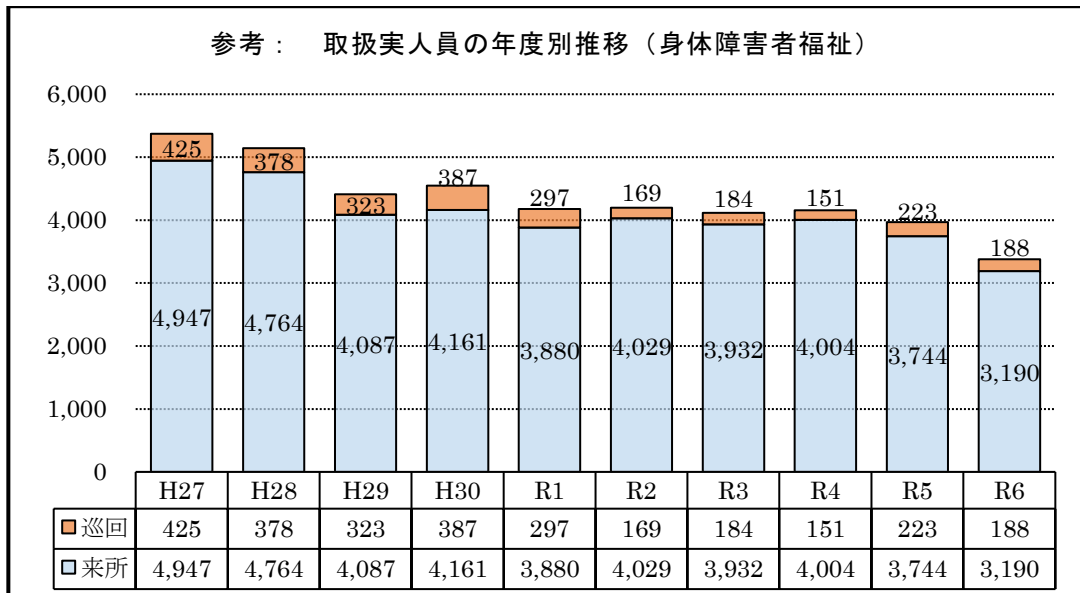
エ 判定書交付件数

判定書の交付件数は3,547件で、前年度に比べ437件減少した。
(同89.0%)。

第2表 判定内容及び判定書交付件数

年度	区分	判定内容							判定書 交付 件数	
		手帳交 付要否 診 断	医学的判定			心 理 判 定	職 能 判 定	その他の 判定		計
			更 生 医 療	補装具	進行性筋 萎縮症者 療養給付					
R 2	来所		2,758	1,271					4,029	4,029
	巡回	92		101					193	193
	計	92	2,758	1,372	0	0	0	0	4,222	4,222
3	来所		2,753	1,179					3,932	3,932
	巡回	133		79					212	212
	計	133	2,753	1,258	0	0	0	0	4,144	4,144
4	来所		2,856	1,148					4,004	4,004
	巡回	84		81					165	165
	計	84	2,856	1,229	0	0	0	0	4,169	4,169
5	来所		2,550	1,194					3,744	3,744
	巡回	104		136					240	240
	計	104	2,550	1,330	0	0	0	0	3,984	3,984
6	来所		2,133	1,201					3,334	3,334
	巡回	91		122					213	213
	計	91	2,133	1,323	0	0	0	0	3,547	3,547

福祉行政報告例 「第17 身体障害者更生相談所における処理」 報告実績から



(2) 自立支援医療(更生医療) 給付要否判定件数(18歳未満を除く。)

総判定件数は2,133件で、前年度に比べ417件減少した。

(対前年度比83.6%)。

障害別では心臓に関する判定が1,197件と最も多く、要否判定全体の56.1%を占めている。次いで、腎臓911件、肝臓・免疫15件となっている。

第3表 自立支援医療(更生医療) 給付要否判定件数

年度	心臓		腎臓		肝臓・免疫		肢体不自由		その他		合計	
	新規	再認定	新規	再認定	新規	再認定	新規	再認定	新規	再認定	新規	再認定
R2	900	132	452	1,160	10	19	73	10	2	0	1,437	1,321
3	計	1,032	計	1,612	計	29	計	83	計	2	計	2,758
4	754	289	483	1,173	8	28	4	7	4	3	1,253	1,500
5	計	1,043	計	1,656	計	36	計	11	計	7	計	2,753
6	938	203	459	1,216	9	22	1	5	2	1	1,409	1,447
7	計	1,141	計	1,675	計	31	計	6	計	3	計	2,856
8	* 令和5年度から新規、再認定の区別なし											
9	計	1,151	計	1,361	計	26	計	6	計	6	計	2,550
10	* 令和5年度から新規、再認定の区別なし											
11	計	1,197	計	911	計	15	計	6	計	4	計	2,133

(資料1)市町村別 自立支援医療(更生医療) 給付要否判定件数

(3) 補装具費支給要否判定件数(巡回診査分を除く。)

総判定件数は1,201件で、前年度に比べ7件増加した

(対前年度比100.6%)。

要否判定は867件で、前年度に比べ59件減少した。

補装具の種類別では補聴器が380件と最も多く、要否判定全体の43.8%を占めている。次いで、車椅子171件、下肢装具166件となっている。

第4表 補装具費支給要否判定件数

年度	要否判定															適合判定	合計
	義手	モジュール	義足	モジュール	上肢装具	下肢装具	体幹装具	座位保持装置	車椅子	電動車椅子	補聴器	眼鏡	重度障害者用意思伝達装置	その他	計		
R2	1	6	29	28	11	326	8	25	135	18	281	0	7	0	875	396	1,271
3	1	0	1	73	11	252	7	22	136	15	264	0	8	1	791	388	1,179
4	2	1	4	84	7	259	7	23	114	18	304	0	11	4	838	310	1,148
5	5	2	41	63	2	242	11	20	169	27	332	0	11	1	926	268	1,194
6	2	0	15	48	7	166	3	39	171	24	380	0	8	4	867	334	1,201

(資料2)市町村別 補装具費支給要否判定件数

(4) 身体障害者手帳取扱状況 (18歳未満を含む。)

ア 新規交付の状況

青森県では当センターと中核市である青森市と八戸市が身体障害者手帳の交付事務を行っている。

当センターにおける令和6年度の新規交付件数は1,908件で前年度に比べ64件増加した(対前年度比103.5%)。

等級変更、紛失等による再交付は1,818件で前年度に比べ59件減少した(同96.9%)。

新規交付件数のうち18歳未満が29件、18歳以上が1,879件となっている。

障害区分別では内部障害が1,119件と最も多く、新規交付全体の58.6%を占めている。次いで、肢体不自由が449件となっている。

第5表 身体障害者手帳取扱件数
(青森市と八戸市を除く)

年度	新規交付	再交付	合計
R2	1,966	1,742	3,708
3	1,907	1,937	3,844
4	1,897	1,683	3,580
5	1,844	1,877	3,721
6	1,908	1,818	3,726

[参考]身体障害者手帳新規交付件数

年度	青森市	八戸市
R2	557	531
3	618	452
4	610	486
5	629	566

出典
厚生労働省「福祉行政報告例」

第6表 新規交付の内訳(青森市と八戸市を除く)

年度	区 分	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
R2	18歳未満	4	3	0	17	8	32
	18歳以上	89	161	23	490	1,171	1,934
	計	93	164	23	507	1,179	1,966
3	18歳未満	0	3	0	21	10	34
	18歳以上	68	160	26	409	1,210	1,873
	計	68	163	26	430	1,220	1,907
4	18歳未満	0	1	0	20	9	30
	18歳以上	101	205	22	391	1,148	1,867
	計	101	206	22	411	1,157	1,897
5	18歳未満	3	5	0	17	2	27
	18歳以上	92	193	20	410	1,102	1,817
	計	95	198	20	427	1,104	1,844
6	18歳未満	0	1	0	23	5	29
	18歳以上	85	228	26	426	1,114	1,879
	計	85	229	26	449	1,119	1,908

(2つ以上の重複する場合は、主たる障害に計上)

イ 身体障害者手帳交付者の状況

青森市と八戸市を含めた県内の身体障害者手帳交付者は、令和7年3月31日現在51,708人で、前年度に比べ1,315人減少した。

肢体不自由によるものが24,074人で最も多く、手帳交付者全体の46.6%を占めている。次いで、内部障害19,417人となっている。

内部障害の内訳は、心臓機能障害が11,923人で最も多く、内部障害全体の61.4%を占めている。次いで、じん臓機能障害3,885人、ぼうこう・直腸機能障害2,900人となっている。

第7表 身体障害者手帳交付者数

各年度末現在

等級 年度	視覚障害							聴覚・平衡機能障害						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
R2	1,395	877	201	239	352	260	3,324	66	1,173	563	1,255	20	1,822	4,899
3	1,362	848	194	241	336	230	3,211	63	1,135	546	1,268	20	1,732	4,764
4	1,355	865	196	237	324	213	3,190	63	1,099	550	1,323	18	1,666	4,719
5	1,305	877	187	233	326	193	3,121	68	1,059	540	1,379	18	1,622	4,686
6	1,285	867	187	231	304	189	3,063	68	1,026	534	1,398	19	1,600	4,645

等級 年度	音声・言語機能障害							肢体不自由						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
R2	12	13	327	154			506	7,279	5,858	4,556	6,763	2,346	1,034	27,836
3	12	12	322	151			497	7,059	5,644	4,352	6,459	2,245	1,029	26,788
4	14	13	317	158			502	6,894	5,518	4,190	6,199	2,176	1,011	25,988
5	15	14	324	154			507	6,666	5,329	3,992	5,955	2,093	1,000	25,035
6	17	14	320	158			509	6,452	5,124	3,807	5,676	2,022	993	24,074

等級 年度	内部障害							合計						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
R2	12,337	161	3,159	4,189			19,846	21,089	8,082	8,806	12,600	2,718	3,116	56,411
3	12,029	165	3,310	4,234			19,738	20,525	7,804	8,724	12,353	2,601	2,991	54,998
4	11,870	169	3,406	4,330			19,775	20,196	7,664	8,659	12,247	2,518	2,890	54,174
5	11,590	163	3,493	4,428			19,674	19,644	7,442	8,536	12,149	2,437	2,815	53,023
6	11,296	173	3,510	4,438			19,417	19,118	7,204	8,358	11,901	2,345	2,782	51,708

(資料3)市町村別 身体障害者手帳交付者数

第8表 内部障害の内訳

等級 年度	心臓機能障害					じん臓機能障害					呼吸器機能障害				
	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計
R2	8,419	79	2,329	1,284	12,111	3,539	31	473	68	4,111	256	6	220	98	580
3	8,141	83	2,507	1,312	12,043	3,515	28	441	69	4,053	255	6	205	93	559
4	7,982	91	2,638	1,385	12,096	3,516	25	427	66	4,034	251	5	199	87	542
5	7,775	93	2,750	1,450	12,068	3,452	19	416	69	3,956	245	4	185	77	511
6	7,556	93	2,789	1,485	11,923	3,385	24	411	65	3,885	238	4	177	74	493

等級 年度	ぼうこう・直腸機能障害					小腸機能障害					免疫機能障害				
	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計
R2	17	7	118	2,695	2,837	12	2	1	15	30	18	29	14	22	83
3	16	9	136	2,711	2,872	11	2	1	14	28	18	32	16	26	92
4	20	8	120	2,742	2,890	9	2	1	14	26	19	33	17	27	96
5	19	8	119	2,780	2,926	10	2	1	13	26	19	35	18	30	102
6	21	9	109	2,761	2,900	10	2	1	13	26	28	35	18	23	104

等級 年度	肝臓機能障害					合計				
	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計
R2	76	7	4	7	94	12,337	161	3,159	4,189	19,846
3	73	5	4	9	91	12,029	165	3,310	4,234	19,738
4	73	5	4	9	91	11,870	169	3,406	4,330	19,775
5	70	2	4	9	85	11,590	163	3,493	4,428	19,674
6	58	6	5	17	86	11,296	173	3,510	4,438	19,417

(資料4)市町村別 内部障害の内訳

ウ 身体障害者手帳保持者の割合

令和6年度末現在で、県内では人口千人当たり44.67人が身体障害者手帳の交付を受けている。全国平均では、令和5年度末現在で人口千人当たり39.60人が交付を受けている。

第9表 身体障害者手帳交付者割合

年度	全国			青森県		
	手帳交付者 (3月31日現在)	人口 (3月1日現在)	人口千人当 りの交付者	手帳交付者 (3月31日現在)	人口 (3月1日現在)	人口千人当 りの交付者
R2	4,977,249	123,097,165	40.43	56,411	1,225,034	46.05
3	4,910,098	122,443,720	40.10	54,998	1,214,864	45.27
4	4,842,344	121,631,102	39.81	54,174	1,196,789	45.27
5	4,783,069	120,792,448	39.60	53,023	1,176,949	45.05
6				51,708	1,157,450	44.67

出典 身体障害者手帳交付者 全国 厚生労働省「福祉行政報告例」
 人口 全国 総務省統計局「人口推計－日本人人口」
 青森県 青森県統計分析課「青森県の推計人口」

(5) 身体障害者巡回診査及び更生相談実施状況

身体障害者（肢体不自由）に対し、県内を巡回して医学的判定を行い、併せて、その更生に必要な総合的相談に応じ、社会的更生の方法を指導、援護することを目的に「身体障害者巡回診査及び更生相談」を開催している。

8会場で延べ17人の依頼医師が担当し、総数195人の身体障害者手帳や補装具等に関する診査に対応した。

〔令和6年度実績〕

実施月日	会場	取扱人員
7月1日	むつ市役所	17
7月2日	野辺地町健康増進センター	12
	弘前市総合学習センター	34
7月3日	十和田市役所別館	21
	五所川原市中央公民館	38
7月4日	八戸福祉体育館	39
7月5日	三沢市総合社会福祉センター	23
	青森市福祉増進センター しあわせプラザ	11
	計	195

(6) 市町村身体障害者福祉及び知的障害者福祉業務担当職員基礎研修会

県内市町村の担当職員を対象として、実務に必要な基礎的知識の習得及び、資質の向上を図ることを目的に研修を実施している。

研修内容

愛護手帳交付事務及び判定依頼について
知的障がい者の判定について
身体障害者手帳交付事務について
身体障がい者巡回診査・更生相談事業について
自立支援医療（更生医療）に係る判定事務について
補装具費支給事務に係る判定事務について

3 知的障がい者福祉業務

(1) 相談・判定取扱状況

ア 取扱実人員

取扱実人員は559人で、前年度に比べて100人減少した（対前年度比84.8%）。
来所相談が138人減少、巡回相談が38人増加したものである。

イ 相談内容

相談件数は559件で、前年度に比べて100件減少した（同84.8%）。
愛護手帳（療育手帳）に関する相談が28件増加している。
相談内容は愛護手帳に関するものが新規、再判定を合せて345件で最も多く、相談全体の61.7%を占めている。
その他の相談212件には、本人、保護者宛ての「判定書」交付に関する相談が含まれている。当センターで実施した判定結果について、本人、保護者からの申請により「判定書」を交付している。これは障害基礎年金の診断書作成や、成年後見制度申立てをする際の補助的な資料として用いられる。また、本人の状態をよく理解するための資料として利用されている。

ウ 判定内容

総判定件数は377件で、前年度に比べ3件増加した（同100.8%）。
医学的判定が10件増加、心理判定が16件増加、職能判定が23件減少したものである。
判定内容は心理判定が308件で最も多く、合わせて判定全体の81.7%を占めている。

エ 判定書交付件数

判定書の交付総件数は548件で、前年度に比べ89件減少した（同86.0%）。

第10表 相談取扱状況

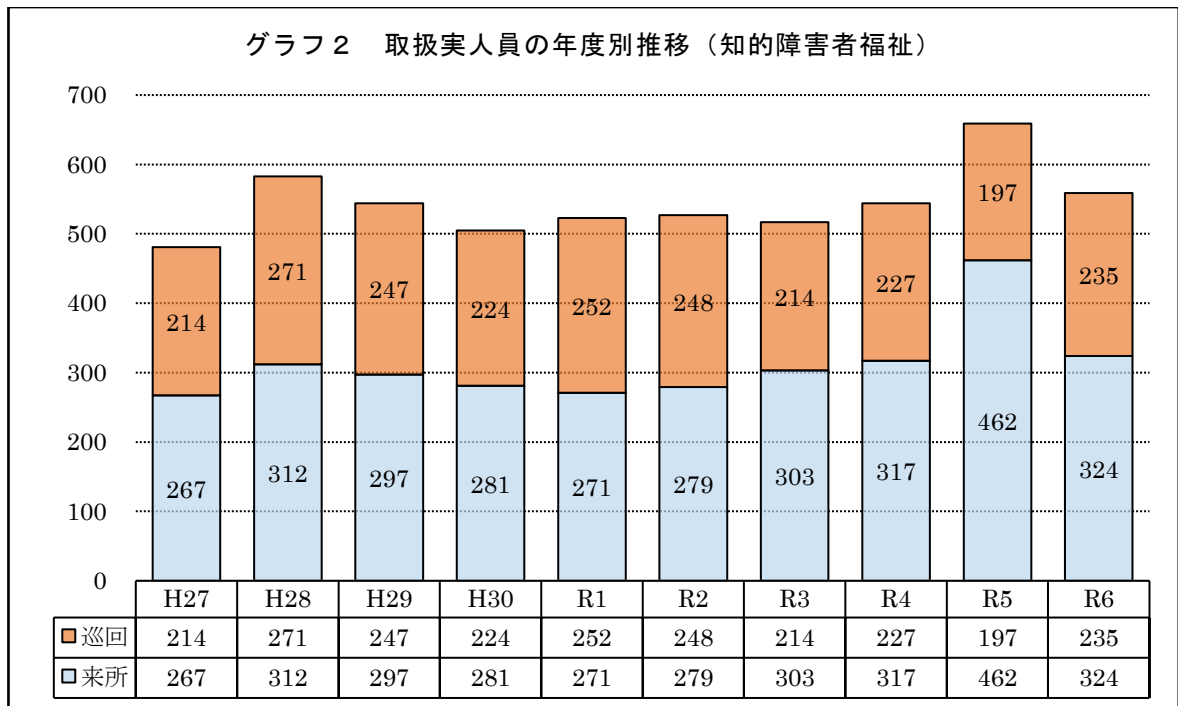
年度	区分	取扱 実人員	相談内容									計
			施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	愛護手帳		その他	
									新規	再判定		
R 2	来所	279							36	81	162	279
	巡回	248							52	196		248
	計	527	0	0	0	0	0	0	88	277	162	527
3	来所	303							24	78	201	303
	巡回	214							43	171		214
	計	517	0	0	0	0	0	0	67	249	201	517
4	来所	317	2		1				36	68	210	317
	巡回	227							56	171		227
	計	544	2	0	1	0	0	0	92	239	210	544
5	来所	462							43	77	342	462
	巡回	197							37	160		197
	計	659	0	0	0	0	0	0	80	237	342	659
6	来所	324			2				39	71	212	324
	巡回	235							58	177		235
	計	559	0	0	2	0	0	0	97	248	212	559

第11表 判定内容及び判定書交付件数

年度	区分	判定内容					判定書交付件数			
		医学的 判定	心理 判定	職能 判定	その他	計	愛護手帳		その他	計
							新規	再判定		
R	来所	36	115	115		266	36	79	151	266
	巡回	50	241	241		532	51	190		241
	計	86	356	356	0	798	87	269	151	507
3	来所	21	99	99		219	21	78	194	293
	巡回	38	207	207		452	41	166		207
	計	59	306	306	0	671	62	244	194	500
4	来所	26	86	86		198	35	66	202	303
	巡回	56	224	224		504	55	169		224
	計	82	310	310	0	702	90	235	202	527
5	来所	29	104	11		144	38	77	333	448
	巡回	30	188	12		230	32	157		189
	計	59	292	23	0	374	70	234	333	637
6	来所	26	83	0		109	38	70	207	315
	巡回	43	225	0		268	57	176		233
	計	69	308	0	0	377	95	246	207	548

(資料5) 年齢別 相談内容、判定内容内訳

(資料6) 町村別 相談内容、判定内容内訳



(2) 愛護手帳（療育手帳）取扱状況

ア 新規交付の状況

令和6年度の新規交付件数は404件で、前年度に比べ1件減少した（対前年度比99.8%）。

新規交付件数のうち18歳未満が321件、18歳以上が83件となっている。
障害程度別では、A（重度）が35件、B（中軽度）が369件となっている。

第12表 愛護手帳新規交付者数

年度	交付者数	内訳			
		児者別		障害程度別	
		18歳未満	18歳以上	A(重度)	B(中軽度)
R2	337	251	86	23	314
3	340	279	61	43	297
4	373	290	83	45	328
5	405	341	64	36	369
6	404	321	83	35	369

イ 愛護手帳交付者の状況

当センターでは、平成21年度から愛護手帳の交付事務を行っている。

県内の愛護手帳交付者は、令和7年3月31日現在14,233人で、前年度に比べ222人増加した（同101.6%）。

うち18歳未満は2,559人、18歳以上は11,674人となっている。障害程度別では、A（重度）が4,920人、B（中軽度）が9,313人となっている。

第13表 愛護手帳交付者数

各年度末現在

年度	交付者数	内訳			
		18歳未満		18歳以上	
		A(重度)	B(中軽度)	A(重度)	B(中軽度)
R2	13,661	642	1,795	4,465	6,759
3	13,865	643	1,768	4,485	6,969
4	13,713	636	1,764	4,292	7,021
5	14,011	633	1,877	4,302	7,199
6	14,233	642	1,917	4,278	7,396

（資料7）市町村別 愛護手帳交付者数

ウ 愛護手帳交付者の割合

令和6年度末現在で、県内では人口千人当たり12.30人が手帳の交付を受けている。

全国平均では、令和5年度末現在で人口千人当たり10.61人が交付を受けている。

第14表 愛護手帳(療育手帳)交付者割合

年度	全国			青森県		
	手帳交付者 (3月31日現在)	人口 (3月1日現在)	人口千人当 りの交付者	手帳交付者 (3月31日現在)	人口 (3月1日現在)	人口千人当 りの交付者
R2	1,178,917	123,097,165	9.58	13,661	1,225,034	11.15
3	1,213,063	122,443,720	9.91	13,865	1,214,864	11.41
4	1,249,939	121,631,102	10.28	13,713	1,196,789	11.46
5	1,281,469	120,792,448	10.61	14,011	1,176,949	11.90
6				14,233	1,157,450	12.30

出典 手帳交付者 全国 厚生労働省「福祉行政報告例」
人口 全国 総務省統計局「人口推計－日本人人口」
青森県 青森県統計分析課「青森県の推計人口」

(3) 来所相談及び巡回相談実施状況

月に2～4回、火曜日に来所相談を実施しているほか、知的障害者の援護の利便のため、県内を巡回して相談、判定を行っている。また、実施計画に加え、必要に応じて随時巡回相談を実施している。

令和6年度は計54回の巡回相談を実施した。

ア 来所相談

心理学的判定 原則として午前を実施

医学的判定 原則として午後を実施

実績 回数102回 検査取扱数97人

イ 巡回相談

市町村名	会場	回数 (回)	検査取扱数 (人)
青森市	アピオあおもり	12	64
八戸市	八戸市総合福祉会館	27	115
五所川原市	五所川原市中央公民館	1	2
十和田市	十和田市役所	2	8
むつ市	下北文化会館	9	26
七戸町	天間林保健センター	2	5
つがる市	生涯学習交流センター松の館	1	1
合 計			221